学 歴 免 許 等 資 格 区 分 表

兴 展 4 ÷	r k	<u> </u>	<u></u>	<u>ス</u>	, []	ন	只	10		//	11			
学 歴 免 言 基準学歴区分	午 等	等 歴	区 区	分 分		学	歴	免	許	等	Ø	資	格	
1 大学卒	_	博士詞	果程修	了	(1)	学校教育	活(明	写和 22	年法律	第 26	号) に	よる大学	学院博士課程	
	の修了													
			(2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格											
		修士記	果程修	了	(1)	学校教育	法による大学院修士課程の修了							
					(2)	上記に相	当当する	らと人₹	事委員:	会が認	める学	歴免許等	等の資格	
	三	専門	職学信	立課	(1)	学校教育								
	程值	程修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の												
	匹											- • • • • • • •		
					法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本と									
					なる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)									
					又は薬学若しくは獣医学に関する学科(修業年限6年のものに 限る)の卒業									
					限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格									
	Ŧī.	大学国	では、「は、「は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は									子少貝们		
)(] -	17-7A	(2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免									峯の資格	
	六 大学4卒 (1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の									, , , , , ,				
)の卒業				
					(3)	海上保罗	大学校	を本科(の卒業					
					(4)	上記に相	当当する	らと人₹	事委員:	会が認	める学	歴免許等	等の資格	
2 短大卒	_	短大	3 卒		(1)	学校教育	ぼ法に 』	こる 3 4	年制の領	短期大	学の卒	業又は	専門職大学の	
						業年限3				-				
					(2)	学校教育				. ,			冷業	
		(3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業								* ~ \mathrew \tag{\tau} \tag{\tau}				
	(4) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴													
	_	短天!	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門 (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7								界門職大学の			
					修業年限2年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業									
					(3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校									
					の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2									
					年以上のものに限る。)の卒業									
					(4) 航空保安大学校本科の卒業									
					(5)	海上保罗	学校本	×科の(多業年[限2年	の課程	の卒業		
					(6)	上記に相	当当する	らと人₹	事委員:	会が認	める学	歴免許等	等の資格 アンティ	
	三	短大	1 卒		(1)	海上保罗	, , ,, ,,		- /	1	19 14 1-12		to Marit	
						上記に相			, ,.		- •			
3 高校卒	_	高校區	専攻科	 卒	(1)			こる高	等学校、	. 中等	教育学	校又は特	特別支援学校	
						専攻科の		·), I =	事 千 旦	ヘムシ⇒刃	ムッツ	FF 4: → ト	たのかね	
	_	古状。	0 44.			上記に相							号の負格 寺別支援学校	
	_	高校	5 平		(-/	字仪教育 (同法第 7	, ,,,,,,		., , ,,	, , ,	2.13.3	D 47	1,010 120 1 01	
						、四伝弟 / 上記に札								
	=	高校	2 卒		(1)				, , ,				生看護師養成	
		1.71	- 1		(-/	の卒業	→ / <u></u>	- HXP'P1		→ · ш⁻ Н	exert 1	V1/101		
						上記に相	当当する	らと人₹	事委員:	会が認	める学	歴免許等	等の資格	
4 中学卒	中	学 2	卒		(1)	学校教育	آ法に 』	る中	学校、	養務教	育学校	若しくに	は特別支援学	
					校	: (同法第	亨76条	第1項	に規定	する中	中学部に	1限る。)の卒業又	
						中等教育								
1	Ī				(2)	上記に相	当当する	らと人₽	事委員:	会が認	める学	歴免許等	笠の資格	

備考

この表の「特別支援学校」には平成 18 年法律第 80 号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成 13 年法律第 153 号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。